

建業第 328 号  
経政経第 83 号  
令和2年3月23日

交通基盤部内各課長 様  
交通基盤部各出先機関の長 様  
経済産業部内各課長 様  
経済産業部各出先機関の長 様

交通基盤部長  
経済産業部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応  
について（通知）

このことについて、令和2年3月19日付け国土入企第54号により国土交通省土地・建設産業局建設業課長から、別添のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る工事及び業務に関する通知がありました。

つきましては、本通知日以降、別途通知があるまでの間における、交通基盤部及び経済産業部の対応を下記のとおり定めたので通知します。

## 記

### 1 一時中止措置、ヒアリング等の対応について

#### (1) 工事等の一時中止措置等

本通知以降、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合に、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約約款に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。

また、現在、工事又は業務の一時中止等を実施していない受注者について、今後受注者自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合も同様とする。

なお、上記の取扱いには、新型コロナウイルス感染症の罹患や、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できない場合の他、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合を含むものとする。

#### (2) 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

(1)の措置に伴い、工期又は履行期限が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

### (3) ヒアリング、打ち合わせの省略

工事等の入札等の手続に当たって、今後、ヒアリング等の実施を予定している場合、必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリング等の実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応をとるものとする。

- ①本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話など対面に寄らない実施方法について検討する。
- ②やむを得ず対面でのヒアリング実施が必要となった場合には、あらかじめ相手方に必要最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスクの着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

## 2 受注者への周知について

- (1) (一社) 静岡県建設業協会、(一社) 静岡県測量設計業協会、(一社) 静岡県コンサルタント協会、(一社) 静岡県地質調査業協会、(一社) 静岡県設備協会、(一社) 静岡県設備設計協会、(一社) 静岡県建築士事務所協会の会員企業

別添により、各協会経由での周知を依頼済みであり、発注者から受注者あての連絡は不要です。

- (2) 上記(1)以外の受注者

本通知の趣旨を、各発注者から各受注者に御連絡願います。

担 当：建設業課 指導契約班  
電話番号：054-221-3059

国土入企第54号  
令和2年3月19日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の  
罹患に伴う対応等の解釈等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）等により、適切な対応をお願いしているところです。

国土交通省直轄事業における工事及び業務の一時中止措置等について、令和2年3月20日以降の取扱いを別添1、2のとおり定めましたので、ご参考にお知らせします。

なお、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」の記3.、4.及び「新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業等に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和2年2月28日付け国土建第482号）における工期の見直しや請負代金額の変更、一時中止の対応等については、新型コロナウイルス感染症の罹患や、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できない場合の他、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合についても、受注者の責によらない事由によるものとして、適切に対処されるべきものと解されますので、よろしくお取り計らいください。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

国地契第 67 号  
国官技第 398 号  
国営管第 446 号  
国営計第 138 号  
国港総第 680 号  
国港技第 97 号  
国空予管第 886 号  
国空空技第 570 号  
国空交企第 413 号  
国北予第 50 号  
令和 2 年 3 月 19 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 地 方 課 長  
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長  
港 湾 局 総 務 課 長  
港 湾 局 技 術 企 画 課 長  
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長  
航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長  
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長  
北 海 道 局 予 算 課 長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
工事及び業務の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和 2 年 2 月 27 日

付け国地契第 44 号、国官技第 357 号、国営管第 384 号、国営計第 120 号、国港総第 593 号、国港技第 83 号、国空予管第 807 号、国空空技第 520 号、国空交企第 371 号、国北予第 45 号。以下「2月 27 日通達」という。) 及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(令和元年 3 月 11 日付け国地契第 59 号、国官技第 387 号、国営管第 422 号、国営計第 134 号、国港総第 638 号、国港技第 88 号、国空予管第 855 号、国空空技第 553 号、国空交企第 399 号、国北予第 48 号。以下「3 月 11 日通達」という。) に基づき、工事及び業務の一時中止措置等を行っているところであるが、令和 2 年 3 月 20 日以降、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

## 記

### 1. 工事又は業務の一時中止措置の取扱いについて

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から申出がある場合に、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事や業務を最長で 3 月 19 日まで一時中止措置等を行ってきたところである。令和 2 年 3 月 20 日以降については、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合に、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況 (テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況 (従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。

また、2 月 27 日通達や 3 月 11 日通達に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合も同様とする。

なお、受注者から工事の一時中止措置等の延長の希望がない場合は、順次、工事や業務を再開することとする。

### 2. 工事及び業務の再開に当たっての感染拡大防止対策について

工事及び業務の再開に当たっては、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこと。

### 3. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

事務連絡  
令和2年3月19日

大臣官房官庁営繕部	各課	課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約管理官	殿
	企画部	技術開発調整官	殿
	営繕部	営繕調査官	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課	
		工事評価管理官	殿
		工事契約管理官	殿
国土技術総合研究所	営繕部	営繕計画課長	殿
国土地理院	総務部	契約財産管理官	殿
	総務部	契約管理官	殿

大臣官房 地方課公共工事契約指導室長  
技術調査課建設技術調整室長  
官庁営繕部管理課契約事務改善推進官  
官庁営繕部計画課営繕計画調整官  
北海道局 予算課経理指導官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
直轄工事及び業務の入札等の手続の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続におけるヒアリングの実施については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」（令和2年3月2日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について（対象期間の変更）」（令和2年3月11日付け事務連絡）において示しているところであるが、令和2年3月20日以降、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

工事等の入札等の手続に当たって、今後公告を予定している案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合は、以下の対応を取るものとする。

- ① ヒアリングを実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを

活用する。

- ② やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

以上